

お客さま各位

外国送金に関する留意点について

株式会社 徳島銀行

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、刻々と変化する国際情勢を受け、マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策等の重要性が叫ばれています。弊行は、日本の外国為替及び外国貿易法等の定める経済制裁規制のほか、適用されるすべての経済制裁関連法令に厳格に準拠する方針をとっており、これらに抵触する（あるいは抵触するおそれのある）お取引はお取り扱いできません。

また、米国財務省の外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control（以下「OFAC」））による規制*にも準拠するため、ご依頼いただいたお取引がこれらの規制に抵触するおそれがないか慎重に判断させていただきます。つきましては、お取引の受付後または外国送金到着のご案内後であっても、当該お取引がこれらの規制に抵触するおそれがある場合には、弊行の判断により、お取引の中止または取消等を行うことがございますので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、OFAC 規制の内容については下記をご参照ください。

記

*OFAC 規制とは？

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

*OFAC 規制の適用範囲とは？

米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

*OFAC 規制上の理由により、弊行でお取り扱いができない取引

以下の①、②のいずれかに該当する、米ドル建のお取引

① お取引の当事者*の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれている場合

② 米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

(*注) お取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

米ドル建以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与するお取引

※あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページ（英文）にて、ご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

*OFAC 規制に係るその他留意事項とは？

OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さま自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知置きください。

以上

上記事項についてご不明な点等がございましたら、お取引店窓口までお問い合わせください。